

厚岸町条例第4号

厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町名誉町民に関する条例（昭和31年厚岸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に、「意慾」を「意欲」に改める。

第2条に見出しとして「(称号を贈る条件)」を付する。

第3条に見出しとして「(決定方法)」を付する。

第4条を次のように改める。

(特典及び待遇)

第4条 名誉町民に対しては、次に掲げる特典及び待遇をするものとする。

- (1) 町長の賞状をもって顕彰すること。
- (2) 別表に定める名誉町民章を贈ること。
- (3) 公の式典に参列すること。
- (4) 功勞一時金として50万円を支給すること。
- (5) 町葬を行うこと。ただし、町葬を行わない場合は、弔詞、弔花及び弔慰金として50万円を贈ること。
- (6) 遺族に対し功勞一時金として50万円を支給すること（故人を名誉町民に決定した場合に限る。）。

第5条に見出しとして「(称号の取消し)」を付し、同条第1項中「名誉町民が、本人の」を「町長は、名誉町民が本人の」に、「なつたと認めたとき町長は」を「なつたと認めるときは、」に改め、同条第2項中「によつて名誉町民でなくなつた」を「の規定により、名誉町民でなくなった」に、「取消」を「取消し」に、「によつて与えられた特典又は待遇を」を「による特典及び待遇を受ける身分を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該名誉町民でなくなった者は、前条第2号に規定する名誉町民章を直ちに返還しなければならない。

第6条に見出しとして「(委任)」を付する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。